領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[略]	ポルトガル	マルタ	モルドバ	[略]
			ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		41	41	801	
3	一般入国査証		21	21	421	
4	数次入国査証		43	43	843	
5	通過査証		5	5	98	
6	再入国の許可の有効期間の延長		21	21	421	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		18	18	351	
8	国籍証明		31	31	618	
9	在留証明		9	9	169	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		9	9	169	
11	職業証明		14	14	281	
12	翻訳証明		31	31	618	
13	署名又は印章の証明					
	イ. 官公署に係るもの		32	32	632	
	ロ. その他のもの		12	12	239	
14	遺骨証明		18	18	351	
15	原産地証明		31	31	618	
16	日本品の外国輸入証明		27	27	534	
17	船内遺留品目録証明		6	6	126	
18	航行報告証明		9	9	183	
19	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		15	15	295	

改正前

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[同上]	ポルトガル	[項を加える。]	モルドバ	[同上]
			ユーロ		モルドバ・レイ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		41		801	
3	一般入国査証		21		421	
4	数次入国査証		43		843	
5	通過査証		5		98	
6	再入国の許可の有効期間の延長		21		421	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		18		351	
8	国籍証明		31		618	
9	在留証明		9		169	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		9		169	
11	職業証明		14		281	
12	翻訳証明		31		618	
13	署名又は印章の証明					
	イ. 官公署に係るもの		32		632	
	ロ. その他のもの		12		239	
14	遺骨証明		18		351	
15	原産地証明		31		618	
16	日本品の外国輸入証明		27		534	
17	船内遺留品目録証明		6		126	
18	航行報告証明		9		183	
19	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		15		295	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。